

V 試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、履修規程第4条、第6条について、試験の詳細事項を定めるものとする。

(試験)

第2条 試験は、授業科目ごとに実施する。

2 試験の実施日時は、当該授業科目が終了後、担当者が決定する。

(試験の評価)

第3条 評価は、授業科目ごとに行う。

2 評価方法は、担当講師が決定する。

3 複数の講師で担当する授業科目においては、原則15時間以上で100点満点の試験を行う。

ただし、担当講師によっては異なる場合がある。（「授業科目評価一覧」参照）

(受験資格)

第4条 授業科目の評価を受ける資格は、学則9条の3の通であるが、次の事項に該当する者は、受験できない。

- 1) 無断欠席をした者
- 2) 休学中の者
- 3) 停学処分中の者

(再試験)

第5条 再試験とは、評価が不合格となった者に対し、改めて行う試験をいう。

2 再試験は、授業科目ごとに行う。

3 再試験は、本人の申請により担当講師が実施する。ただし、定められた期限までに申請しなかった場合は、受験できない。

4 再試験の実施日時は、担当者が決定する。

5 再試験で不合格または申請をしても受験しなかった場合は、単位未修得となる。

(遅刻・退出)

第6条 遅刻は、試験開始後15分未満とする。

2 退出は、試験開始後35分経過した場合に認める。

3 試験中の体調不良等による退出については、試験監督者の指示に従う。

(無断欠席)

第7条 試験開始後15分までに欠席の連絡がない場合は、無断欠席とする。

2 無断欠席をした場合は、単位未修得となる。

(レポート・実習記録の提出期限)

第8条 レポート・臨地実習記録の提出は、定められた日時までに提出する。

2 やむを得ない理由により提出期限が過ぎた場合は、履修規定 第5条（追試験）に準じて追試験を受けることができる。やむを得ない理由に該当しない場合は、単位未修得となる。

附則

この規程は、平成22年4月1日より実施する。

この規程は、平成23年4月1日より実施する。

この規程は、2019年4月1日より実施する。

この規程は、2020年4月1日より実施する。

この規程は、2022年4月1日より実施する。